

給特法改正に伴う「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定について

1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（給特法改正）の趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずるもの。

令和7年6月18日に公布。教員の処遇改善を除き令和8年4月1日から施行予定。

2 給特法改正における「学校における働き方改革の一層の推進」について

給特法の改正に伴い、令和7年9月25日に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が改正され、教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付けられるとともに、計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告が義務付けられた。

3 本市における「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び進行管理について

- 「名古屋市学校における働き方改革プラン」を給特法に定める「業務量管理・健康確保措置実施計画」と位置づける。
- 改正指針における政府目標は、働き方改革プランの毎年度の進行管理の中で、成果指標と合わせて達成状況を確認する。
- 働き方改革プランの目標を達成するため、現在取り組んでいる取組の内容をさらに充実させていく。

4 スケジュール

時期	内容
令和8年3月	○「名古屋市学校における働き方改革プラン」を「業務量管理・健康確保措置実施計画」とする。
令和8年10月以降	○総合教育会議への報告 (業務量管理・健康確保措置実施計画の内容及び実施状況)

(令和8年3月26日提出 新しい学校づくり推進部新しい学校づくり推進課)

名古屋市学校における働き方改革プラン

～子どもと大人の笑顔のために教職員みんなで対話し、チャレンジできる学校を目指して～

教職員の働き方の現状

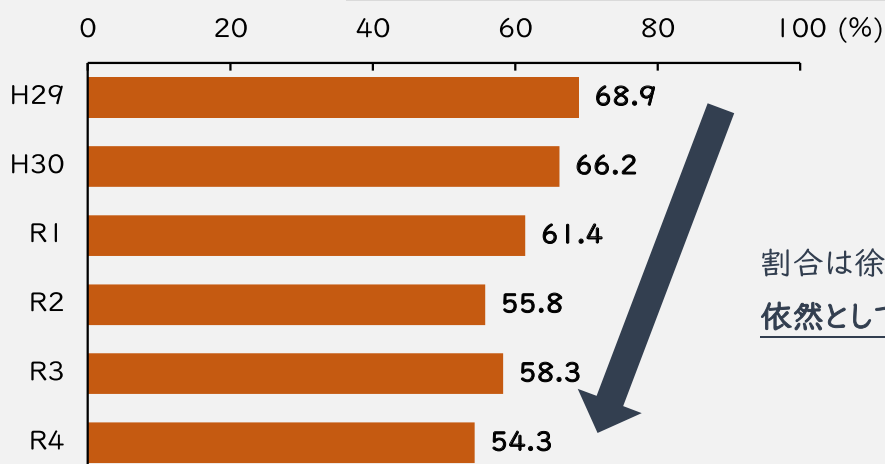
学校を取り巻く状況が大きく変化の中で、多様な一人一人の子どもを大切にした教育活動を進めるため、学校にはさまざまな対応が求められ、学校の業務が積み上がっています。

こうした中で、「子どものために」と時間を省みることなく日々の教育活動に携わる教職員も多く、勤務時間を大きく超えて働く教職員が多い状況が続いています。



時間外在校等時間の上限時間である1箇月45時間を超えて勤務をしている月がある又は1年間で360時間を超えて勤務をしている教職員※1の割合は、令和4年度において54.3%となっており、時間外在校等時間の縮減は、喫緊の課題となっています。

上限時間を超えた教職員の割合



割合は徐々に減少してきていますが、依然として半数を超えています。

※1 時間外在校等時間に関して、「教職員」は「教員、学校事務職員及び学校栄養職員」とします。
「成果指標」においても同様です。

本市が目指す働き方改革

教職員の長時間勤務を前提とした学校運営は、持続可能であるとは言えません。教職員が心身ともに健康に働くことができる環境を構築するとともに、子どもの学びの充実に向けた働き方改革を目指します。

各学校が、子どもの実態に応じて学びを充実させていくためには、教職員が学校の教育目標について対話をし、自らの働き方も改善しながら、協働して教育活動に取り組めるような組織づくりや、授業改善を進めるための時間の確保が必要です。

教育委員会では、働き方改革の取組を通じ、教職員が笑顔で子どもと向き合いながら、より良い教育活動に向けチャレンジできる学校の姿を見据え、プランを策定しました。

目指したい学校の姿



子どもと大人の笑顔のために
教職員みんなで対話し、
チャレンジできる学校



計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

成果指標

(1) 長時間勤務の是正

	現状	目標
上限時間超の教職員の割合	54.3% (R4年度)	0% ※2
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がとれている」と感じている教職員の割合	53.5% (R5年度)	70%

※2 当面の目標値として令和10年度25%以下を目指します。

(2) 組織力の向上

	現状	目標
「職場は自分の意見や考えを話しやすい雰囲気である」と感じている教職員の割合	73.9% (R5年度)	80%
「職場では互いに助け合って仕事ができている」と感じている教職員の割合	77.5% (R5年度)	
「学校運営について保護者や地域の方々と連携している」と感じている教職員の割合	56.6% (R5年度)	

実現に向けた取組

「目指したい学校の姿」の実現に向けて、「教育委員会が中心となって進める取組」と「学校の主体的な取組（教育委員会の伴走支援）」を両輪とした働き方改革を推進します。

教育委員会が中心となって進める取組

学校業務の見直し・改善	
① 4時間授業日の設定・日課表の見直し等の推進	⑦ 幼稚園事務の改善
② 学校徴収金システムの導入	⑧ 学校事務の改革の推進
③ 校務用パソコンと指導者用タブレット端末の一台 化・校務のロケーションフリー化・クラウド活用	⑨ 教職員による生成AIの活用
④ 中学校部活動の見直し	⑩ デジタル採点システムの活用
⑤ 教育委員会から学校への調査照会の精選	⑪ 中学校スクールランチ予約システムの導入
⑥ 就学援助事務の改善	⑫ 災害共済給付金支給の委託化
	⑬ 小学校における新たな運動・文化活動の実施

「チーム学校」を実現するための体制の充実	
⑭ 職員室環境の改善	⑲ キャリアナビゲーターの配置
⑮ 働き方改革の視点を取り入れた研修の実施	⑳ 校内の教室以外の居場所づくりのための専任教員の配置
⑯ 学校における問題解決の推進	㉑ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等からなるなごや子ども応援委員会の運営
⑰ 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）等の配置	㉒ ICT活用の支援
⑱ 部活動外部顧問・部活動外部指導者の派遣	㉓ 少人数教育の推進
⑲ 教科担任制の実施	
㉑ 学習支援講師の配置	

保護者・地域との連携のための基盤づくり	
㉔ 教育委員会から保護者・地域への情報発信	㉙ 保育業務支援アプリの活用
㉕ 学校配付チラシのデジタル化の実施	㉚ 学校運営サポーターなどボランティアの活用
㉖ 学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の実施	

学校の主体的な取組（教育委員会の伴走支援）

かいぜんプロジェクト（実践校の取組）

「かいぜんプロジェクト」の実践校は、単に時間外在校等時間の縮減を目指すだけでなく、働き方改革の先にどのような学校、どのような子どもの姿を見据えるかということを含め、学校運営全体の中に働き方改革を位置づけた取組を行います。

学校（取組例）

時間を大切にしよう

時間を生み出す取組



保護者・地域へ広めよう

チームで進めよう

教職員間のコミュニケーションを高める取組



職員室環境を改善する取組



保護者・地域との連携を進める取組

実践校では、教育委員会の伴走支援を受けながら、管理職以外の教職員を推進者として養成し、学校ごとに設定したテーマに教職員みんなで取り組んでいきます。

教育委員会

実践校を対象とした伴走支援

管理職と働き方改革を推進するリーダー（推進者）養成のための学習会

希望する学校・教職員を対象としたテーマ別学習会

働きやすい職場環境に向けた支援



全体を対象とした取組

報告会
取組紹介



各学校の取組

各学校は、実践校の取組例などを参考にしながら、働き方改革の取組を進めます。



情報発信
情報共有



名古屋市学校における働き方改革プラン（概要版）

名古屋市教育委員会新しい学校づくり推進課
〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目1-4
TEL:052-253-7937 FAX:052-253-7972
メールアドレス:a2537937@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

プランは
こちら→



<https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000171579.html>